

松阪市産業支援センターからのお知らせ（令和6年4月1日）

松阪市産業支援センターです。

令和6年度に入り、松阪市で新しく募集を開始しました補助金情報等を中心にお送りいたします。

今後も、国・県、関係機関等のホームページに掲載されています新しい情報をお送りさせていただきますので、ご参考にしていただければ幸いです。

今後とも、松阪市産業支援センターをよろしくお願いたします。

1.店舗改装を応援します。改装に要する費用の一部を補助します

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/soshiki/35/tenpkaiso-hozyokin.html>

2.中小企業伴走型ハンズオン支援補助金の募集が始まりました

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/kigyoyuti/6hanzon.html>

3.中小企業カーボンニュートラル推進補助金の募集が始まりました

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/kigyoyuti/carbon-neutral-r6.html>

4.中小企業販路拡大支援補助金の募集が始まりました

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/kigyoyuti/6hanro.html>

5.くるみん認定取得奨励金のご案内について

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/kigyoyuti/kuruminr6.html>

6.「専門家派遣事業」の受付を開始しました

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/matsusaka-sangyo/sien-haken.html>

7.新たに相談窓口に事業承継が加わり、事業承継、税務、販路開拓、法律、労働の相談窓口の予約を受け付けています

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/matsusaka-sangyo/soudan-madoguchi.html>

8.デジタル化に特化した専門家が常駐していますので、お気軽にご相談ください

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/matsusaka-sangyo/dx-shien.html>

1.店舗改装を応援します。改装に要する費用の一部を補助します

松阪市では、商業環境の充実と振興を目的として、店舗等の改装工事にかかる補助を市内業者で施工していただくことで、より地域経済の活性化へとつなげるための松阪市店舗魅力アップ事業の募集が始まりました。

・事業概要：

店舗等の改装費に要する費用の一部を補助

※ 改装費に補助するものであり、新築または増築は対象外

・対象者：

次の(1)～(3)の内容をすべて満たすもの

(1)市内に住民登録がある個人、または市内に本店支店若しくは営業所を有する法人

(2)関係する法令等に違反していないこと。

(3)市税などの滞納がないこと

・対象業種：

小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業及び娯楽業

・対象地域：

松阪市内

・対象となる事業：

次の(1)～(5)の内容をすべて満たすもの

(1)店舗または、営業しようとする空き店舗等が市内にあること

(2)改修または改装が、市内に本店支店若しくは営業所を有する法人または市内に住所を有する個人の事業者により施工されること

(3)年度内に工事の完成、営業が行えること

(4)補助の対象となる工事費の総額が20万円以上となること

(5)他の補助金を併用して受けていないこと

・募集開始：

令和6年4月1日(月)

※ 予算上限に達し次第終了

・補助上限額：

(1)創業者用 50万円以内 補助率 1/2以内

(2)一般用 20万円以内 補助率 1/3以内

・問い合わせ先：

松阪市産業文化部 商工政策課

TEL：0598-53-4361 FAX：0598-22-0003

詳細等につきましては、下記 URL をご覧ください

創業者用

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/soshiki/35/tenpo-kaiso-sougyo.html>

一般用

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/soshiki/35/tenpo-kaiso-ippan.html>

2. 中小企業伴走型ハンズオン支援補助金の募集が始まりました

松阪市内の中小企業1社に寄り添い、新製品・サービスの創出、サービスの改善、マーケティング販売戦略の構築やブランディング、販売促進まで、切れ目なく伴走支援し、企業経営力の向上をめざす補助金の募集が始まりました。

・申請要件：

製造業・サービス業を主たる事業として営む市内中小企業者

・申請期間：

令和6年4月1日(月)～令和6年5月17日(金)

・対象となる事業内容：

(1)製品に係る試作品等の開発の取組、サービスに係るマーケティング等の取組、優位性や差別化などの付加価値化をめざす取組

(2)自社の強みである製品・サービスに係るPR、販売促進等の取組

- ・対象経費：

試作品等の開発、マーケティング等の取組、優位性などの付加価値化をめざす取組、その他の販売促進等の取組に係る経費はすべて対象となります

- ・補助内容：

補助率：9/10 以内 上限：300 万円

- ・審査会：

令和6年6月6日(予定)に公開審査会(プレゼンテーション)を行い、1事業者を選定します

※ 申請多数の場合は事前審査あり

詳細等につきましては、下記 URL をご覧ください

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/kigyoyuti/6hazon.html>

3.中小企業カーボンニュートラル推進補助金の募集が始まりました

松阪市では、中小企業におけるカーボンニュートラルの取組促進を目的に、省エネ最適化診断や温室効果ガス排出量の把握、省エネ設備・自家消費発電装置等の導入に係る経費を支援します。

- ・申請要件：

市内の中小企業者等で、業種は問いません

- ・申請期間：

令和6年4月1日(月)～令和6年5月31日(金)

※ 予算上限に達しない場合は、2次募集を実施

- ・対象経費：

(1)省エネ最適化診断、温暖化ガス排出量等算定に係る事業

(2)省エネ機器への更新および設備改良に係る事業

(3)自己消費発電装置等の設置に係る事業

- ・補助内容：

補助率：1/2 以内

上限：(1)25 万円、(2)200 万円(LED 照明のみの設置は 50 万円)、(3)100 万円

組み合わせることは可能ですが、最大で 200 万円が上限となります

詳細等につきましては、下記 URL をご覧ください

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/kigyoyuti/carbon-neutral-r6.html>

4.中小企業販路拡大支援補助金の募集が始まりました

松阪市では、中小企業の技術及び製品の販路拡大及び新規需要の開拓を促進するための展示会・商談会等への出展経費の一部を補助します。

- ・申請要件：

製造業を主たる事業として営む松阪市内の中小企業者等

- ・ 申請期間：
令和 6 年 4 月 1 日(月)～令和 6 年 5 月 31 日(金)
※ 予算上限に達しない場合は、2 次募集を実施
- ・ 対象経費：
展示会及び商談会等の出展に係る費用(旅費・出展料・PR 費等)
- ・ 補助内容：
補助率：1/2 以内 上限：50 万円 (連携枠 100 万円※)
※ 連携枠は、市内企業が連携、共創を行うことで、新たな付加価値を生み出す製品や技術を展示会等へ出展する場合は対象です。連携枠を申請する場合は、必ず事前にご相談ください

詳細等につきましては、下記 URL をご覧ください

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/kigyoyuti/6hanro.html>

5.くるみん認定取得奨励金のご案内について

仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む市内事業者を応援するため、「くるみん」の認定を取得した事業者へ奨励金を交付します。

- ・ 対象者：
次の(1)～(3)のすべてを満たす事業者
(1)松阪市に本社もしくは本社機能を有する事業者
(2)厚生労働大臣から「くるみん」の認定を受けた事業者
(3)松阪市の市税を滞納していない事業者
- ・ 申請期間：
令和 6 年 4 月 1 日(月)～令和 7 年 3 月 21 日(金)
※ 予算上限に達し次第終了
- ・ 奨励金額：
30 万円

詳細等につきましては、下記 URL をご覧ください

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/kigyoyuti/kuruminr6.html>

6.「専門家派遣事業」の受付を開始しました

～事業者の皆さんのお困りごとの解決をサポートします～

松阪市では、市内の事業者の皆さんが抱えているお困りごとを解決するため、各分野の登録専門家を無料で派遣する専門家派遣事業の受付を開始しました。

例えば・・・

- (1)販路拡大のために新たなチラシを作成したいので専門家のアドバイスが欲しい
- (2)就業規則を見直しているので、専門家のアドバイスが欲しい 等

お困りごとを解決したい事業者の皆さんからのご相談をお待ちしております

・対象企業：

松阪市内に主たる事務所または事業所を有する中小企業者等(創業に係る場合にあっては、開業届を提出し、松阪市内に主たる事務所を設置した者)

・派遣回数：

最大4回/1テーマ (年間2テーマまで)

・派遣費用：

無料

詳細及び申込につきましては下記 URL をご覧ください。

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/matsusaka-sangyo/sien-haken.html>

登録専門家を確認したいときは下記 URL をご覧ください。

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/matsusaka-sangyo/sien-senmonka2.html>

7.新たに相談窓口に事業承継が加わり、各相談窓口の予約を受け付けています

松阪市産業支援センターでは、事業を運営して行くにあたり直面する様々な課題を解決するため、「事業承継」「税務」「販路開拓」「法律」「労働」の各相談窓口を行っています。

事業者の皆さんのご活用をお待ちしています。

・開催日：

事業承継相談 毎月第1水曜日

税務相談 毎月第1木曜日

販路開拓相談 毎月第3水曜日

法律相談 毎月第3木曜日

労働相談 毎月第4水曜日

※ 開催日が祝日の場合、窓口はお休みさせていただきます

・開始時刻：

13時30分からと15時00からの2回

・相談時間：

90分以内

・予約方法：

窓口開催日の1週間前までにご予約ください

・窓口会場：

カリヨンプラザ1階 支援センター相談室(松阪市日野町788)

・問い合わせ先：

松阪市産業文化部 商工政策課 松阪市産業支援センター

TEL：0598-25-6520

E-mail：san.shien@city.matsusaka.mie.jp

詳細及び予約につきましては、下記 URL をご覧ください

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/matsusaka-sangyo/soudan-madoguchi.html>

8.デジタル化に特化した専門家が常駐していますので、お気軽にご相談ください

松阪市では、株式会社トラストリッジと連携協定を結び、デジタル担当者が松阪市産業支援センターに常駐しています。

「デジタル化」という言葉だけ聞くと「よくわからない」「何をするんだろう」と思われるかもしれませんが。実は、手作業で管理をしていたものをパソコンで管理をしたり、Web、SNSを活用して発信することもデジタル化の一部です。

また、デジタルに関わらずマーケティング戦略のご相談も受け付けています。

業務効率化、業務の棚卸にもなりますので、皆さんからのご相談をお待ちいたしております。

・デジタル担当者の得意分野：

営業から、広告運用、Web ディレクター、コンテンツ制作、マーケティングと幅広い業務の経験あり。運用設計からマーケティングまで幅広く対応が可能

課題に対して複数部門や関係先とコミュニケーションを取りながら現状を把握し、全体最適、課題解決に向けて対応していくのを得意としています

・問い合わせ先：

松阪市産業文化部 商工政策課 松阪市産業支援センター

TEL：0598-25-6520

E-mail：san.shien@city.matsusaka.mie.jp

詳細及びお困りごと相談箱への投稿は、下記 URL をご覧ください

<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/matsusaka-sangyo/dx-shien.html>

メールが不必要な方は下記にご連絡をいただきますようお願いいたします

発信元

松阪市産業文化部 商工政策課

松阪市産業支援センター

515-0084

松阪市日野町 788 カリヨンプラザ 1 階

TEL 0598-25-6520 FAX 0598-25-6521

E-mail san.shien@city.matsusaka.mie.jp
